



広報

# なかつえ

昭和63年6月号／大分県日田郡中津江村／No.278



“北村村長初登庁の日”

88  
/ 6

No.278



村花「しゃくなげ」

## 《村民憲章》

わたしたちは、中津江村民であることに誇りをもち、みんなで力を合わせて、明るく豊かな村をつくるためこの憲章を定めます。

1. 礼儀正しく、思いやりのある村民になります。
2. 自然を愛し、美しい環境をつくります。
3. 健康で、楽しい家庭をつくります。
4. 資源を生かし、生産にはげみます。
5. 伝統と文化を愛し、教養をたかめます。

# 北村益郁が當選



齊藤隆一前村長の急逝による中津江村長選挙が六月十二日に行われ、北村益郁氏の無投票当選となり、北村氏が中津江村の第十四代村

長に就任いたしました。四月二十四日に齊藤前村長が亡くなつて以来、五十日ぶりに新村長が誕生したわけです。

## 住民総意の村づくりをめざして

この度、故齊藤村長の後継者として中津江村長に就任いたしました北村益郁でございます。

去る四月二十四日の齊藤隆一氏の急逝により、四月二十八日に齊藤家と中津江村との合同葬儀が行われ、村民のみな様方の多数のご参列をいただき、誠にありがとうございました。心か

ら厚くお札を申し上げますと共に故齊藤村長のご冥福をお祈り申し上げます。

その後、中津江村長を五  
十日以内に決定しなければならないとの選挙管理委員会の意向もありまして、五月上旬に議員の方々と全員協議会を開催し、故齊藤村長の後継者についての協議をいたしましたが、議員の

方々から議長である私を村長にとのお言葉を賜り、私も自身大変驚き、困惑したわけでございます。しかし、村民のみな様方の村政に対する動搖、あるいは不安等を思いましたと、速やかに村政の体制づくりをしなければならないと思いまして、みな様のご協力が得られますならばと、浅学非才にもかかわりませず村長候補に立候補する決意をいたしました次第です。

五月十七日に後援会事務所を開き、みな様方の温かいご支援、ご協力を賜りながら、六月六日まで立候補の準備をし、六月七日告示と同時に届け出をして、立候補のあいさつまわりをさせていただきました。

お陰様で私一人の立候補であり、無投票にて当選させていただきました。六月十三日に選挙管理委員会より当選証書をいただき、翌十四日が初登庁であります。

この間、村民のみな様には大変ご迷惑をおかけいたしましたことを深くおわび申し上げます。また、議員

の方々、地元の方々をはじめ、村民のみな様の絶大なるご支援を賜り、紙面で甚だ失礼ですが厚くお礼を申しあげます。

## 村政の体制づくり

今後の村政につきましては、故齊藤村長の残した様々な事業があり、六十三年度事業も実施の時期が迫っていますなど、諸問題が山積みしています。

このような状況の中では、議員の方々とも十分に協議しながら、ひとつひとつの問題を解決していく覚悟でございます。

特に、農産物の自由化、農業補助金の削減問題等、農業の置かれている状況はますます厳しいものですし、林業の不振もまだ長引くものと思われます。

農林業の振興は、確かに困難ではありますが、狭い耕地で優秀な作物を選定し適地適作目を見い出し、個人個人が豊かで住みよい村づくりに真剣に参加するこ

とで道が開けてくるのではなかと思いますし、林業面でも、安価な木材を有利に販売し、生産基盤の確立を図ることが、林業地としての活路を見い出すことになると思います。

鯛生金山の入坑者も年々減少していますが、家族旅行村も四月一日から供用を開始しており、今後の利用も予想されます。

また、延期していた家族旅行村のオープニング典も、八月上旬に実施するようになります。

やはり今後の村づくり、

人づくりは、お互いが参加する心、自分自身が主役になる心、一人一人が自信を持つて参加し実行することだと思います。

村政を担当させていただ

くことになりますと、責任の重大さを改めて痛感していますが、今回の選挙が無投票でございましたので、村民のみな様方のご意見を拝聴させていたゞく機会がありました。

今後の村づくりを進めていく上では、各自治会の自治活動が大変重要な位置を占めています。

そのため、今後早急に十

六の自治会ごとに村民のみな様方との話し合いの場をもちまして、みな様方のご意見をこれから村づくりに反映していきたいと思います。

その折には何とぞよろしくお願い申し上げます。

村長以下職員一丸となつて地域開発、住民福祉の向上に取り組みますので、今後ともみな様方のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

中津江村議会は、議長でした北村益郁氏が村長に立候補したことから、議長職が空席となっていました。このため、六月十七日に臨時議会を開き、議長と副議長の選出を行いました。この結果、議長に鷹野勉氏、副議長に牛島寿太郎氏がそれぞれ決定しました。

## 正副議長決定

議会議長  
鷹野 勉氏



副議長  
牛島寿太郎氏



# 農業つてなんだ!!

## どうする農業、どうなる農村

(3)



農民作家

老人福祉

昭和六十二年  
十二月十六日

センターにて

國の方針でリゾート開発が進行すると、土地の買い占めが始まります。

農地は農地法という法律で、田や畠は百姓以外の人には買えないことになっていますが、地元の百姓を代理人として、大企業が農地を買い占めています。

天の橋立の海岸線も、ほとんど買い占められていますし、長野県の高原地帯も買い占められています。

過疎地と呼ばれる所に行つてみると、やる気のある人が少ないようです。といふのも、昭和二十年代までは、百姓で生活できたので

ます。そのことで子どもが村を出て行くことがわかつていともそうしています。

長野県の上村という所に行つた時のことです。この村では十年ほど結婚式がなく、赤ん坊の泣き声がないと村の人が嘆いていました。

私の村でも何を作つたら理解できないので、みんな方がやる気を持たなければならぬのです。

ただ、今やればもうかることがふつあります。

ひとつはワニの養殖で、ワニ皮は有望だと思います。

もうひとつは駆鳥の飼育

で、駆鳥の卵は一個三十万円もするのです。

これからは、このような今までと違つ発想を持たないといけないと私は思いました。

農業のことは今まで行政

まかせて自分たちで考えることがありますが、今後は、行政主導型では農業はできなくなっています。

佐賀県では昨年イチゴが非常に値段が高かつたので、

イチゴをすすめましたが、三年もすれば生産过剩で必

中津江村にても、他かで子どもに教育をさせていいのです。

この前、京都の丹後半島に講演に行つたのですが、この半島の先端に伊根町という町があります。この町では、四十歳以下で百姓をしている人は二人しかいません。若い人は村外に出て行くので集落が消滅してしまいます。その土地を大阪の人々が買い占めています。都会では土地が高いので田舎の安い土地を買っておき、後で値上がりするのを待つて

いります。私は高校に行かせてもらえない者が学校に行けばよろしくませんでした。親父が言うには「学校に行く者は財産も何もなく、生活ができない。お前は百姓で生活できな

い。若者のが少ないので聞こえてくるのは坊さんのお経ばかりだ」というのです。田舎には年寄りばかりで

ちの村を良くしようという気持ちがなければ、村は絶対に良くならないのです。やる気のある若者が村に残るようになるのが、ほんとうの教育のあり方だと思います。

で、国は百姓に何もしてくれません。自分たちで考えてやるしかないのです。

百姓というのは発想とい

うことが苦手で、百姓の頭からいいアイデアはなかなかできません。ですから商売

人が考えた方が良いよう

で、國は百姓に何もしてくれません。自分たちで考えてやるしかないのです。

ただ、今やればもうかる

ことがふつあります。

ひとつはワニの養殖で、

ワニ皮は有望だと思います。

もうひとつは駆鳥の飼育

で、駆鳥の卵は一個三十万円もするのです。

これからは、このような今までと違つ発想を持たないといけないと私は思いました。

農業のことは今まで行政

まかせて自分たちで考えることがありますが、今後は、行政主導型では農

業はできなくなっています。

佐賀県では昨年イチゴが非常に値段が高かつたので、

イチゴをすすめましたが、

三年もすれば生産过剩で必

ず安くなります。農産物は生産過剰気味なのです。  
それで、この村にあつた農産物、この村にしかできない農産物を研究開発するしかないのです。

私の義弟が不二屋という菓子メーカーに勤務していますが、その会社では「一人一ヶ月に必ず一件でよいから何かを作つてどうやって売れば売れるか」という企画書を提出せよ」と言われるそうです。知恵のある者は知恵をだせ、力のある者は力をだせ、百姓ではない者は百姓をだせ、といふ気持ちでなければ企業では生きてゆけないのでした。

村で生活ができるようになれば、都会にでている者も村に帰ってきます。帰りたいと思つても職場がないから帰れないし、帰つても生活ができないのが現実です。

田舎の場合、どこでも同じですが、若者が勤務できるのは役場、農協、女性なら保育園であり、村の三大事業所でもあります。農産物は食べ物ですから

農業の基本というのは、そなにヒットする商品が生まれても、それに依存するの六割で二割で将来売れそうな商品を作ります。残りの二割は昔からつくつてある商品をつくるという方法です。

何年か前に書いた本ですが「私は百姓である。百姓には食糧問題は関係ない、

百姓が考えるべき問題ではない、農業の問題も百姓の問題ではない、百姓にとっての問題は所得の問題である。兼業農家が増えるといふ事は、自分の家族が食べる分だけ作つて後は作りませんという人が増えている。

都會の人達にとつては非常怖いのですが、日本の百姓がみんなそうならどうなるか、しかし、これも百姓が考える問題ではない」という内容の事を書いたのですが、大変な反響がありました。

(以下、次号に続く)

日本列島は、もろい地質に覆われた火山国で、国土の七〇%以上が山地や丘陵地で占められています。このため、梅雨どきや台風シーズンには、大量的の土砂が水と一緒に溪流を一挙に流れ出す土石流や大きな範囲で土地が滑り出す地すべり、突然土砂が崩れ出しがけ崩れが発生して、大きな被害をもたらしているのです。

こうした土砂災害は突然発生し、一瞬のうちに人家を襲うため、ほかの灾害と比べ、多数の犠牲者を出すことが少なくありません。

近年では、死者・行方不明者二百九十九人を出した昭和五十七年七月の長崎災害や、そのちょうど一年後に起った島根災害など、壊滅的な被害をもたらした土砂災害は、わたしたちの記憶に新しいところです。

昭和四十二年以降これまでの二十一年間に、自然災害による死者は四千五百人を超えていました。このうち約六割が土砂災害によるもので、いかにも恐ろしいものである

## 忘れるな！

●自然災害による死者の約六割●

### 土砂災害の恐ろしさ

#### 地域ぐるみで避難体制の確立を

「災害は忘れたころにやつてくる」といわれますが、ふだんから地域住民が災害に対する知識を深め、防災意識を高めることで、いざという場合に被害を少なくすることができます。そのためには、豪雨や台風の気象情報に注意するとともに、避難場所はどこか、そしてどうやつて避難するかといった防災知識をふだんから身につけるなど、地域ぐるみで避難体制をつくり上げておくことが必要です。



ホント、あぶないなア～ 防災パトロールより

# 守ろう ふるさとの 清流と魚を

早く大きくなれよ  
アユの放流



中津江村の基本構想には「緑と清流を育てる村」とうたわれています。緑や水は国家的な資源として、また人々の憩いの場としても大切です。でも、川に魚がいなければ何の魅力もありません。津江漁協では、アユ、エノハ、ウナギ、ワカサギなどの放流を毎年実施していますが、経費負担は年々大きくなっています。

中津江村の清流を守ることは、私たちの子や孫への大切な責務ではないでしょうか。

## 遊漁料

| 魚種            | 日券     | 年券     |
|---------------|--------|--------|
| コイ、フナ<br>ヤマメ他 | 500円   | 2,000円 |
| アユ(友釣のみ)      | 1,500円 | 5,000円 |

遊漁券は遊漁券販売所の商店に有ります。



水ばかりで魚がみえないナ  
エノハの放流

## 遊漁期間

| 魚種       | 期間                 |
|----------|--------------------|
| こい・ふな    | 7月1日から5月31日までの期間   |
| うなぎ      | 1月1日から12月31日までの期間  |
| あなご(えのは) | 3月1日から9月30日までの期間   |
| おいかわ(はえ) | 3月1日から12月31日までの期間  |
| わかさぎ     | 11月1日から3月31日までの期間  |
| あゆ       | 7月10日から12月31日までの期間 |



河川愛護月間

## 体長制限

| ア) 魚種    | イ) 全長       | ア) 魚種    | イ) 全長       |
|----------|-------------|----------|-------------|
| こい       | 20センチメートル以下 | おいかわ(はえ) | 5センチメートル以下  |
| ふな       | 7センチメートル以下  | わかさぎ     | 5センチメートル以下  |
| うなぎ      | 30センチメートル以下 | あゆ       | 15センチメートル以下 |
| あまご(えのは) | 15センチメートル以下 |          |             |

# 身近な税の いろいろ

マイホームを売った場合、この譲渡所得の課税特例制度の一部が、この四月一日から変わりました。

**買換え(交換)の特例の改正**

特例制度にはこれまで①三千円の特別控除の特例②買換え(交換)の特例がありましたが、このたび、②の買換え(交換)の特例が大きく変わりました。

従来、マイホームを売つたときの買換え(交換)の特例を受けるためには、売却したマイホームの所有期間が売った年の一月一日に、十年を超えていることが要件とされていましたが、今回、新たに二つの要件が加わりました。

(一) 父母か祖父母から相続か遺贈により取得したマイホームで、かつこれらの人とのマイホームであったものであること。(取得後、同一敷地内に建て替えた家屋なども含まれます)

(二) そのマイホームは売った人自身が三十年以上住んでいます。

たものであること。(同一敷地内で建て替えた場合は、建て替えた前の家屋の居住期間も含めます)

なお、家を建て替えた場合のその家屋の所有期間は建て替えた時点から計算します。

**軽減税率の特例を新設**

売った年の一月一日に所有期間が十年を超えているマイホームで、買換え(交換)の特例の新しい要件にあてはまつていらない場合や、買換え(交換)の特例を受けない場合について軽減税率の特例が新たに設けられました。これは、通常の場合、三千円特別控除の特例を適用した後の長期譲渡所得金額に対して適用されるもので、その税率は、次のようにになります。

(一) 課税長期譲渡所得金額のうち四千万円以下の部分……一〇%(住民税は四%)

(二) 課税長期譲渡所得金額が四千万円を超える部分……一五%(住民税は五%)

場合の三千万円特別控除の特例はこれまでと変わりません。

| 特例の適用関係一覧 |           |                        |         |            |
|-----------|-----------|------------------------|---------|------------|
| 区分        |           | 3,000万円特別控除            | 軽減税率の特例 | 買換え(交換)の特例 |
| マイホームの譲渡  | 所有期間10年超す | 相続(遺贈)により取得かつ居住期間30年以上 | 適用できる   | 適用できる      |
|           | 上記以外      | 適用できる                  | 適用できる   | 適用できない     |
| 所有期間10年以下 |           | 適用できる                  | 適用できない  | 適用できない     |

毎年七月の一ヶ月間、全国で行われている「社会を明るくする運動」をご存じですか。二十六年から始まった運動です。その趣旨は、「すべての国民が、犯罪の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、力を合わせて犯罪のない明るい社会を築こう」というもので、今年で第三十八回目を迎えます。

**市民の手で広げた運動の輪**

この運動は、昭和二十四年に犯罪者や非行少年の更生保護を目的とした「犯罪者予防更生法」の施行がきっかけとなつて始まりました。この法律ができたとき、その趣旨に共鳴した東京・銀座の商店連合会が、保護少年の援護のため、「銀座フェア」「矯正保護キャンペーン」などの街頭宣伝を行つたのです。その後、運動の輪は全国に広がり、名称も「社会を明るくする運動」と改められ、国や地方自らには受けられません。

治体の行事となりました。そして、今日まで全国各地で地道に続けられています。

昭和四十一年からは、主に少年の非行防止と更生に力を入れた運動が展開されてきました。これは、例年七月になると夏休みの解放感から少年非行が増えるからです。

昭和六十一年中に非行によって補導された少年は二十三万人を超え、特に中学生以下の低年齢層の増加が目立ちます。犯罪の内容も窃盜、覚せい剤、性非行と目をおおいたくなるようなものもあります。このような犯罪に走らないためには、家庭や地域が少年たちを、しっかりと見守つていなければなりません。また非行から立ち直ろうとしている少年には、温かい手を差し伸べていくことが必要です。また非行青少年の立派な社会復帰へと向けていくことが必要です。

防ごう非行 助けよ立直り——子供たちの笑顔と笑い声をいつまでも絶やさないよう、明るい社会をみんなの力でつくりあげる努力を続けていきましょう。

とは、最寄りの税務相談室、または税務署でお聞きください。

**子供たちの笑顔と  
社会を明るくする運動**

恩給受給者の遺族の方へ

## 扶助料の請求はお済みですか

恩給受給者が死亡などで権利を失われた場合、遺族がおられるときは、扶助料を請求することができますので、まだ手続きがお済みでない方はお早めに請求書類を直接恩給局にお送りください。

なお、扶助料を受けられる遺族の範囲・順位および提出していただく書類は次のとおりです。

### 1. 遺族の範囲・順位

恩給受給者の死亡当時、受給者と生計関係があった遺族は、次の順位で扶助料の請求ができます。

- (1) 配偶者
- (2) 20歳未満の子
- (3) 父母
- (4) 重度障害を有する方で、かつ、生活資料を得るみちのない20歳以上の子
- (5) 祖父母

### 2. 提出書類

普通恩給を受給されておられた方の妻が請求する場合

- 扶助料請求書
- 扶助料を受けようとする者の生計関係申立書
- 請求者の戸籍謄本（恩給受給者が死亡したとき以後の身分関係を明らかにすることができるもの）
- 政令で定める公的年金受給の有無に関する申立書（60歳以上の場合のみ必要）
- 恩給証書（添付できない場合は、その理由書）

なお、妻以外の遺族が請求する場合や傷病恩給などを受給されていた方の遺族が請求される場合は、提出書類が多少異なりますので、詳しくは恩給局にお尋ねください。

総務庁恩給局

〒162 東京都新宿区

若松町19-1

電話 03-202-2377

03-204-0147



七月は、「青少年を非行からまもる全国強調月間」です。夏休みになると、解放感から子供の心がゆるみ、非行にはしりがちです。小・中・高校生のお子さんをお持ちのご両親には、頭の痛い季節。

そこで、少年非行や登校拒否などの少年問題を力強く指導している、家庭ケースワーカー研究所所長・岩佐壽夫さんに、非行を防ぐポイントを聞きました。

### 親の生活を見せる

#### 絶好の機会

朝から晩まで子供と一緒に四十日間。夏休みは親、特に母親にとっては、幼児期のと

きと違って子供にわざわしさを感じることもあるでしょうし、目ざわりに思えることもあるでしょう。しかし、親

の非行化を防ぐ、家庭の基本在を、必ず子供は感じとものです。そしてこれは、子供

も、わが家の状況に合わせて話し合ってください。

たとえば「夜遊びはやめよう」とあつたら、わが家にとつて、何時からが夜遊びになるのか、という具合に。

遠くの親類を訪ねることなども含め、親から離れて外泊するプランについては、厳しそうなところに目を配ってください。

点を変えれば、夏休みは、親の日常生活のまま子供に見せる絶好の機会なのです。夏休みを特別な期間と考

少年問題カウンセラー 岩佐 寿夫  
の子供に出させる  
夏休みのプラン

## 非行を防ぐ家庭の役割

夏休みは、子供の自立心を養う絶好の機会ですが、一步間違うと、とんでもない方向にむかう危険性もはらんでいます。夏休み前に、休み中の批判的で辛らつな眼で見られる覚悟は必要です。しかし、わが家の暮らしは当たり前に動いている背後にある親の存在を、必ず子供は感じとものです。そしてこれは、子供の非行化を防ぐ、家庭の基本

学校からの一般的な注意事項も、わが家の状況に合わせて話し合ってください。

たとえば「夜遊びはやめよう」とあつたら、わが家にとつて、何時からが夜遊びになるのか、という具合に。

最後にひとつ提案を。休みを機に、台所やトイレなどに伝言板を取り付け、文字による親子のコミュニケーションをはかってください。

口では言い争いになることも、文字にすると冷静に伝えられます。お互いに気づかなかつた一面に触れるなど、なかなか効果があるものです。

### 親子のコミュニケーションを取る方法

最後にひとつ提案を。休みを機に、台所やトイレなどに伝言板を取り付け、文字による親子のコミュニケーションをはかってください。

口では言い争いになることも、文字にすると冷静に伝えられます。お互いに気づかなかつた一面に触れるなど、なかなか効果があるものです。

● 食中毒を防ぐチェックポイント・

## 台所を点検し 調理と保存に工夫しよう

高温多湿な日本の夏は、食中毒が発生しやすい季節です。聞きなれた病名なのでたいしたことはないと考えがちですが、集団で発生したり、あるいは種類によつては短時間のうちに死亡するケースもある恐ろしい病気なのです。

あなたの家庭の台所や食生活は大丈夫ですか？ この機会に安全の再点検をお忘れなく！

### 高温多湿の季節は要注意

食中毒とは、一般的に細菌や有害な物質のついている食品を食べて起こる病気ですが、この中で最も多いのが細菌による食中毒です。

腸炎ビブリオ、サルモネラ菌、ブドウ球菌などがその悪役の代表選手で、これらの細菌による食中毒が全体の八〇

百四十件。患者数は二万五千三百六十八人で、このうち死亡者は五人でした。

（九〇%を占めています。）

（データ）

### 食品の取り扱い三原則

リオの細菌がついているといつても過言ではありません。家族がそろつて舌鼓をうつ樂しかるべき食卓が、一瞬にして食中毒の魔羅にしのびこまでは大変です。食品の取り扱いについては、ぜひ次の三つの原則を守りましょう。

（清潔） 調理を始める前には、手をよく洗いましょう。

（迅速） 食器、まな板、ふきんなどの調理器具は、よく洗つて熱湯で消毒を。

（冷却） とくにまな板は細菌が群がる温床です。というのも、まな板には包丁の切りキズがたくさんあり、細菌の格好のすみかになるからです。よく洗つて日光に当てて乾燥するこ

とが大切です。

（加熱） そのほか、ゴキブリ、ハエ、そしてネズミなどが台所に寄りつかないよう、窓に網戸を張つたり徹底した駆除を行うことも必要です。夏に、日本の近海でとれた魚には、たいてい腸炎ビブ

リオの細菌がついているといつても過言ではありません。

子供が氷やアイスクリームを取り出し、ドアを半開きにします。とくに夏の間は、ドアを開閉する回数が頻繁になります。

安心でしょう。ですから冷蔵庫内の温度は、少なくとも一〇度以下、なるべく低く保つ工夫をしましょう。

とくに夏の間は、ドアを開閉する回数が頻繁になります。

子供が氷やアイスクリームを取り出し、ドアを半開きにします。とくに夏の間は、ドアを開



（速報） 食中毒といふと、仕出し屋、旅館、ホテル、あるいは修学旅行や結婚式などの集団発生を連想しがちですが、食中毒が発生する施設について見る限り、飲食店に次いで多いのが、実は一般の家庭なのです。

（速報） 食中毒の原因となる細菌がはびこるのに都合のよい高温多湿の七、八、九月は、台所を預かる主婦にとっては、まさに要注意の季節です。とりわけ気をつけたいのは魚介類です。夏に、日本の近海でとれた魚には、たいてい腸炎ビブ

（速報） 大型のデラックスな冷蔵庫が普及し、ともすれば冷蔵庫に食品を貯蔵さえすれば、「もう安心」と思いがちです。しかし、冷蔵庫も使い方次第であります。だからこそ、冷蔵庫の使用方法を正しく理解することが重要です。

（速報） 細菌性食中毒の主な症状は、吐き気、下痢、腹痛などです。もしおかしいな！と思つたら、できるだけ早く医師の診断を受けましょう。

## 初心者狩猟講習会

### ※日時・場所

- 〔乙・丙〕 8月3日(木)10:00~16:00  
           8月4日(木)10:00~16:30  
           大分県教育会館3階中ホール  
 〔甲〕 8月10日(木)10:00~17:00  
           旧大分県蚕糸会館3階第3会議室

※受講料 甲・乙・丙それぞれ7,000円  
       ただし、甲・乙、甲・丙の受講は9,000円、乙  
       ・丙の受講は7,000円

※申込期間 乙・丙は7月25日まで

      甲は7月30日まで

※申込先 日田郡居住者は日田市隈2丁目6-12  
           日田市郡獵友会☎②5348

## 税務職員(税務大学校学生)を募集

人事院と国税局では、税務職員(税務大学校学生)を募集しています。

※受験資格 昭和43年4月2日から昭和46年4月1日までに生まれた人。学歴は問いませんが、試験の程度は高校卒業程度です。

※申込期間 昭和63年7月6日(水)から7月13日(水)まで

※申込み及び問い合わせ 人事院九州事務局(〒812 福岡市博多区博多駅東2丁目11-1)  
           ☎092(431)7733。または日田税務署☎23-2136

## 夏の一村ゼロ事故運動

昭和63年7月21日(木)から  
     7月30日(土)までの10日間

## 編集後記

広報を作成して、できればその月に発行したいと思っているのですが、まだまだ、月遅れの発行でどうもスミマセン。

空席でした村長も決定して、ようやく役場の中も落ち着きを取り戻したようです。

先日、ある雑誌の取材で「中津江村の魅力は?」との質問をされて、どう説明しようかと困惑してしまいました。

みなさんにとての「中津江村の魅力」は何ですか?

## 防火管理講習会

多数の者が出入りしたり、勤務したり又は居住する施設の管理者は、消防法第8条の規定により、法令で定める資格を有する者のうちから防火管理者を定めて、消防長又は消防署長に届け出なければなりません。

この講習会は受講者に対して防火管理者としての法令上の資格が与えられるものです。

※日時 8月8日~9日の2日間

9:30~17:00まで

※講習料 3,500円

※申し込み及びお問い合わせ 日田玖珠広域消防本部予防課☎②2204内線45

## 無料人権法律相談

※日時 7月29日(金)

午前10時~午後3時

※場所 中津江村中央公民館

※相談内容 近隣の騒音、悪臭などの生活妨害により人権を侵害されてお困りの方。

離婚、家族、扶養、不動産売買、土地、建物貸借、土地境界、登記、戸籍、交通事故、金銭貸借、その他どのようなことでもお気軽にご相談ください。

※相談担当者 地元人権擁護委員

武内 賴夫 ☎④3572

森脇 茂 ☎⑥5224 法務局職員

## ご寄付お礼

- ありがとうございました
- 中津江村社会福祉協議会へ
    - ※香典返し 合谷百々子様 30,000円
    - ※香典返し 杉野 元一様 20,000円
    - ※香典返し 林 今朝治様 5,000円
    - △一般寄付 本田 隆典様 20,000円
    - △一般寄付 岩下 和生様 葬式幕
  - 原集落センターへ
    - 見舞返し 長谷部サツ子様 15,000円
    - 見舞返し 永瀬 時夫様 20,000円
  - 堤集落センターへ
    - ※香典返し 坂本 泉様 20,000円
  - 栃原公民館へ
    - ※香典返し 安岡 敏信様 15,000円
  - 野田生活改善センターへ
    - ※香典返し 杉野 元一様 10,000円
  - 市ノ瀬林業集会所へ
    - 見舞返し 高森 秋夫様 15,000円